

お知らせ

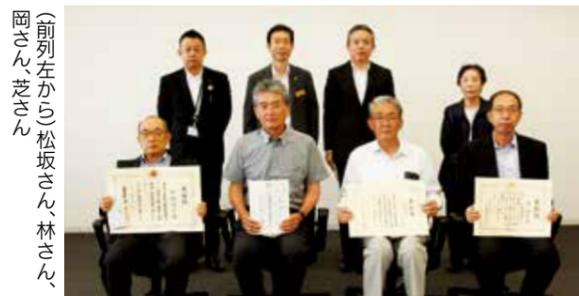
人権擁護委員に委嘱状・感謝状を贈呈

市民協働課 ☎ 43-5244

6月30日に市役所で、4月1日付で人権擁護委員に就任した林正幸さん(灘)に法務大臣からの委嘱状が伝達されました。また、3月31日で退任した松坂壽仁さん(潮美台)には、法務大臣から感謝状が贈られました。

受賞おめでとうございます
これまでの功績がたたえられ、2人の人権擁護委員が表彰されました。

▽全国人権擁護委員連合会長 表彰 岡一秀さん(志知)
▽近畿人権擁護委員連合会長 表彰 芝壽郎さん(福良)



(前列左から)松坂さん、林さん、岡さん、芝さん

募集

まち・ひと・しごと創生総合戦略 検証委員会の委員募集

ふるさと創生課 ☎ 43-5205

市の総合戦略の総合かつ計画的な推進に必要な調査・審議を行うため、委員を募集します。

募集人数 2人程度
任期 9月～令和5年9月(予定)
会議の開催 年4回程度
報酬 8000円(日額)
応募資格 次の①～④の条件をすべて満たす人。①市他の附属機関の公募委員でない②市職員、市議会議員でない③暴力団員でない④市内に居住

または市内の事業所に勤務する人で、平日の昼間の会議に出席できる

応募方法 申込書に必要事項を記入し、400字×800字の小論文(テーマ:南あわじ市総合戦略の着実な実施に向けて必要なこと)を添えてふるさと創生課へ持参または郵送

応募期限 8月31日(月) 午後5時(必着)
※詳しくは市ホームページをご覧ください

お知らせ

有害鳥獣にご注意ください (サル編)

農林振興課鳥獣対策室 ☎ 43-5223

野生のサルは数十頭から100頭くらいの群れで生息します。日中は食物を求め移動し、夜間はほとんど行動せずに毎日違った場所で眠るとされています。メスは群れで一生を過ごし、オスは大人になる前に群れを離れ、新しい群れを探します。サルは果実をはじめ、穀物等さまざまなものを食べます。農作物への被害防止をはじめ、住環境にサルを寄せつけないために、次の点に気をつけましょう。

①集落をエサ場にしない
集落全体でエサ場がなくなれば、サルはやってきません。住民一人ひとりが家やごみ捨て場の生ごみ、野菜残さやお供え物の放置、放棄果樹などはないか点検し、見直しを始めることが対策の第一歩です。

②サルの苦手な田畑づくり
サルは人に慣れると住居内まで侵入しますが、本来は人前に身をさらすのは苦手といわれています。田畑の周囲の草刈りやヤブの刈り払いなど周囲からの見通しをよくすることや、トウガラシ、こんにゃく、シソ

などサルが好まないとされる作物を周囲に植えることで重要な野菜を守ることにつながります。地区内で協力し、取り組みを積み重ねることで集落から被害をなくしましょう。

③サルを捕獲するには
サル捕獲には、狩猟免許資格と市の捕獲許可が必要となります。

市では、免許取得に必要な受講料・受験料の助成を行っています。試験はコロナ禍の影響により、今秋以降へ延期となっておりますので、日程が決まり次第、市ホームページ等で周知します。免許取得を希望される場合は、お問合せください。

④サルに出会ったら
サルに出会ったら追いかけて、大声を上げたりしてサルを興奮させないことが大切です。また、目を合わせると威嚇していると思われ、攻撃をしてくる危険がありますので、目を合わせず、不用意に近づかないことを心がけてください。



お知らせ

介護保険負担割合証の更新

長寿・保険課 ☎ 43-5217

8月1日現在で要支援・要介護認定を受けている介護保険被保険者に、新しい「介護保険負担割合証」(有効期間8月1日～令和3年7月31日)を7月下旬に郵送しました。介護サービスをご利用の際には、事業者または施設の窓口へ介護保険被保険者証とともに提出してください。

現在、認定申請中の人で、要支援・要介護認定が出た人には、「介護保険被保険者証」と同封して郵送します。

お知らせ

障害年金を受給中のひとり親の皆さまへ

子育てゆめらん課 ☎ 43-5219

このたび、国民年金法の一部が改正され、児童扶養手当と障害年金の併給調整の方法が見直されることとなりました。これにより、ひとり親の障害年金受給者が児童扶養手当を受給できるようになります。令和3年3月分から、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額が、児童扶養手当として支給されます。

手当を受けるためには申請が必要ですが、また、受給者や同居親族の所得が限度額を超えている場合などは支給の対象となりません。詳しくはお問い合わせください。

お知らせ

国民健康保険 高齢受給者証の更新

長寿・保険課 ☎ 43-5217

70歳～74歳の国民健康保険加入者に、新しい「国民健康保険高齢受給者証」を7月に郵送しました。

この受給者証は、一部負担金の割合を表示したものですので、医療機関等で保険証とともにご提示ください。

有効期限 令和3年7月31日
※有効期限までに75歳になる人は、後期高齢者医療制度に移行しますので、誕生日の前日が有効期限です

お知らせ

児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当等の現況届

子育てゆめらん課 ☎ 43-5219 福祉課 ☎ 43-5216

「児童扶養手当」「特別児童扶養手当」「特別障害者手当」「障害児福祉手当」「福祉手当」を受給している人は、年一回現況届を提出する必要があります。この届により、手当を引き続き受ける資格があるかどうかを確認します。提出がない場合は、支払いが停止されますのでご注意ください。

提出期間 ①児童扶養手当 8月3日(月)～31日(月) ②特別児童扶養手当 8月12日(水)～25日(火) ③特別障害者手当等 8月12日(水)～9月11日(金)

提出先 ①子育てゆめらん課 ③福祉課

淡路島のシロアリ防除・害虫駆除専門店

Alice アリス
ホームドクター

南あわじ市北阿万筒井76-1
☎0799-55-0800
※お気軽にお問合せ下さい。

しろあり被害・拡大中!!

温かくなる春・夏はしろあり・羽アリの活動が活発になり、最も被害が発生しやすくなる時期です。早めに点検を行い被害を予防しましょう。

全島対応いたします

調査・見積無料!

無料 事前相談で後悔のないお葬式を (市内割引致します)

陸の港西淡前より徒歩1分 西淡三原ICから車で3分

南あわじ斎場

葬儀・仏壇・墓石・ギフト

株式会社 神戸未来

〒656-0322 南あわじ市志知鉦466-1
TEL: 0799-36-0033 FAX: 0799-36-0053